

## 南国市中小企業者経営支援融資保証料補給要綱

平成20年12月18日 告示第55号

平成22年	4月28日	告示第50号	平成23年	5月31日	告示第56号
平成24年	4月10日	告示第38号	平成25年	5月16日	告示第48号
平成26年	4月1日	告示第28号	平成27年	5月18日	告示第53号
平成28年	3月31日	告示第42号	平成29年	3月29日	告示第27号
平成30年	3月20日	告示第30号	平成30年	5月8日	告示第68号
平成31年	4月16日	告示第50号	令和2年	4月7日	告示第48号
令和3年	4月19日	告示第68号	令和4年	5月9日	告示第67号
令和5年	4月24日	告示第36号	令和6年	4月2日	告示第44号
令和7年	4月22日	告示第66号	令和8年	3月31日	告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県経営支援融資制度における安心実現のための高知県緊急融資、経営力強化保証制度融資又は小規模企業融資（以下「県制度融資」という。）に基づき融資を受けた南国市内の中小企業者が負担すべき保証料の一部について、中小企業者の負担軽減を目的として南国市（以下「市」という。）が高知県信用保証協会（以下「協会」という。）に補給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補給率)

第2条 補給率は、協会が信用保証を行った県制度融資に対し、別表に定める補給対象資金について、同表に定める基本保証料率から利用者負担率を控除した県・市負担率のうち市負担率とする。

(補給対象融資)

第3条 保証料の補給の対象となる融資は、平成28年4月1日から令和9年3月31日までに協会の信用保証を受け県制度融資の実行を受けたものとする。

(保証料補給対象要件)

第4条 保証料の補給の対象となる者は、県制度融資の利用者のうち、次の要件をすべて満たす中小企業者とする。

(1) 南国市内において事業を営んでいること。

(2) 市民税（法人の場合は法人市民税）を滞納していないこと。

(3) 南国市暴力団排除条例（平成23年南国市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等が同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

2 前項に規定する中小企業者が保証料の補給を受けようとするときは、別記様式に必要事項を記入し、南国市の確認を受けた上で協会に提出するものとする。

（保証料補給契約）

第5条 保証料の補給については、市と協会との間で締結する保証料補給契約書に基づいて行うものとする。

（保証料補給額及び補給期間）

第6条 市が毎年度交付する保証料の補給金の額は、前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間において、協会が信用保証を行った資金に対する第2条に規定する補給率により算定した保証料の金額とし、補給期間は県制度融資に定める資金の償還期間以内の間とする。

（補給金の支払）

第7条 市は、協会から保証料の補給金の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

（補給金の控除）

第8条 市は、保証料の補給金を支払った保証債務について、違算又は保証条件変更時の変更実行報告、保証期間内の繰上げ完済時の完済報告等の金融機関からの報告遅延により既に交付した補給金のうち過払いとなった部分を次に支払われる補給金から差し引くものとする。

（保証の解除等）

第9条 協会は、県制度融資に基づく資金の用途が貸付けの目的に違反すると認めるときは、市と協議のうえ、貸付金の全部又は一部について保証の解除を行うものとする。

2 協会は、前項の保証の解除を行ったときは、市に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 市は、協会が第1項の規定により保証の解除を行ったときは、当該解除をした貸付金について、当該解除以後の保証料は補給しない。

（補給金の打切り等）

第10条 市は、協会の責めに帰すべき事由により協会がこの要綱又は第5条の規

定により締結した保証料補給契約書の条項に違反したときは、協会に対する保証料の補給を打ち切り、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第11条 協会は、市がこの要綱に基づく保証料の補給に係る信用保証に関して報告を求めた場合又はその職員をして当該信用保証に関する帳簿、書類等を調査させる場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年12月10日から適用する。

附 則 (平成22年告示第50号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年告示第56号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年告示第38号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成24年3月31日までの融資で保証料の補給の対象となるものに係る補給率については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年告示第48号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年告示第28号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第53号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年告示第42号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 27 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 30 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 68 号）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に県制度融資の実行を受けたものから適用し、同日前に県制度融資の実行を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年告示第 50 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年告示第 48 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年告示第 68 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の南国市原材料価格高騰対応等緊急融資保証料補給要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年告示第 67 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年告示第 36 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年告示第 44 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年告示第 66 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年告示第 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。